

受任調整会議の運営について

(1) 受任調整会議の運営状況

- 市長申立て事案について、成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整を行うため、山口市成年後見制度利用促進協議会の部会として、令和4年4月に受任調整会議を設置。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士及び山口市社会福祉協議会専門員等を構成員として、毎月1回会議を開催。
- 会議では、制度利用者に必要な支援の検討や後見事務、適任職種（弁護士、司法書士、社会福祉士、市社協等）及び後見人に必要な支援等について協議。
- 市長申立てのケースは、身寄りのない方など、支援の課題が多く、専門的知見からの幅広い意見が必要な場面が多いことから、市長申立て事案全件を協議対象とし、受任調整会議の後に市長申立てを実施。家庭裁判所に提出する申立書に協議内容について記載。ただし、緊急性のあるケースについては、受任調整会議の前に申立てを実施し、別途、家庭裁判所へ報告。
- 法律、財産管理、意思決定支援、権利擁護といった会議構成員それぞれの実務経験と知見から、幅広い御意見をいただくことにより、制度利用者への適切な支援はもとより、センター職員の資質向上につながっている。
- 構成員が入れ替わる柔軟な組織とするとともに構成員それぞれの発言を促すため、令和5年度から、任期を1年とし、構成員3名の体制はそのままに、各回2名から各回1名の出席を求めることに変更した。

会議構成員

所 属	構成員
山口県弁護士会	弁護士3名
山口県司法書士会 (公社) 成年後見センター・リーガル サポート山口支部	司法書士3名
山口県社会福祉士会	社会福祉士3名
山口市社会福祉協議会	生活相談課3名
山口市基幹型地域包括支援センター	
山口市障がい者基幹相談支援センター	
山口市成年後見センター	

協議事案の概要及び審判結果

- 令和4年度は11回会議を開催。23件のケースについて協議を実施し、全て市長申立て済み。概ね協議内容（申立て内容）のとおり類型・職種で審判されているが、精神鑑定により類型が変更となったケースや不動産や相続の関係で職種が法律職に変更となったケースがある。
- 令和4年度の協議事案23件の概要と審判結果
 - ・ 高齢者：23件、障がい者：0件
 - ・ 性別：男性…11件（平均年齢77歳）、女性…12件（平均年齢83歳）
 - ・ 生活場所：借家2件
施設7件…養護老人ホーム、介護保険施設
病院14件…療養型病院、精神科病院、総合病院
 - ・ 申立て23件のうち、申立て中に死亡2件、21件審判済み、未審判0件
 - ・ 審判のあった21件の類型：後見…18件、保佐…3件
 - ・ 審判のあった21件の選任職種：（複数後見2件）
弁護士法人1件、弁護士2件、司法書士2件、社会福祉士18件
- 令和5年度は、8月28日までに5回会議を開催し、12件のケースについて協議した。